

(お知らせ)



平成26年10月17日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センターにおける
破壊靱性要求に関する規格調査結果について

当社は、原子力規制委員会の「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」<第I編 軽水炉規格>※¹に係る報告について」(原規規発第14091710号)に基づき、リサイクル燃料備蓄センターにおける設備について調査した結果を、本日、原子力規制委員会へ報告しました。

本調査は、上記規格において、金属材料の粘り強さを表す靱性を確認するために用いる破壊試験における衝撃試験の再試験規定(以下、「規定」という)に誤りが確認されたことを受け、当社に係る「使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」および「使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則」への適合が義務付けられている材料に対し、規定に基づく再試験の実施の有無を調べることを求めたものです。

当社設備に対し調査※²した結果、誤りが確認された規定が適用される部位は無く、当該規定に基づき再試験を実施した材料は無いことを確認しました。

以 上

※1 軽水炉型発電用原子力施設における容器、配管、ポンプ、弁といった機械設備に対し、設計方法や試験・検査方法を規定する規格。

※2 金属キャスクとその架台、クレーン、搬送用の台車が調査対象。